2021年度 被扶養者資格確認を実施します

保険給付の適正化を図るため、現在加入されている被扶養者(家族)の資格確認調査を
2022年3月中旬に行います。お手数ですが、確認対象となった方はご協力をお願いいたします。

（資格確認調査は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指示により毎年実施しています）

【確認対象者】

- 当健保の一定のルールに従い抽出した被扶養者(家族)。
- 確認対象となった方には別途、「確認回答書」をお送りします。

【確認事項】

- 対象となる被扶養者(家族)が被扶養者であるための基準(年間収入、仕送り額等)を満たしているかどうかを確認します。
- 詳細については別途お送りする「確認回答書」をご覧ください。

【提出書類】

- 「確認回答書」に同封されている案内に基づき、必要書類を同封の返信用封筒で提出してください。

【提出期限】

- 2022年4月15日（金）

【注意事項】

- 提出期限までに提出がない場合は、被扶養者としての資格が無効となる場合があります。無効となった後に保険証を使用して医療機関等を受診された場合医療費は全額自己負担になります。（後日、保険給付相当額を健康保険組合にお支払頂きます）

今回の資格確認調査にかかわらず、就職や収入増加などにより、被扶養者の基準を満たさなくなった場合は、「健康保険被扶養者異動届（削除用）」とその方の「保険証」を担当部署にご提出ください。

【お問い合わせ】

- トヨタ車体健康保険組合　第２グループ　担当：水田・兼松事務長
  外線　：　(0566)36－3927　　内線　：　81－2755
  （平日：8:30～12:00、13:00～17:30）